



# 令和6年度の制度改正 への対応について

身体拘束等の適正化について



西宮市キャラクター  
みやたん





# 事業所がやるべきこと

---

- ① 身体拘束適正化検討委員会の定期開催
- ② 身体拘束適正化のための指針の整備
- ③ 従業者に対する身体拘束適正化のための研修の実施
- ④ 身体拘束の記録





# ①身体拘束適正化検討委員会の設置

---

- ・少なくとも1年に1度の実施
- ・身体拘束の事例がなくても、必ず開催が必要
- ・幅広い職種により構成し、役割分担・専任担当者をおくこと
- ・必ず、実施した記録を残すこと(5年間保存)
- ・虐待防止委員会と一体的な設置・運営も可(どちらについても具体的な対応を行うこと)





# 身体拘束適正化検討委員会の 具体的対応とは

---

- ア** 身体拘束について報告するための様式を整備すること
- イ** 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること
- ウ** 身体拘束適正化検討委員会において、イにて報告された事例を集計し、分析すること
- エ** 事例分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正化と適正化策を検討すること
- オ** 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること
- カ** 適正化策を講じた後に、その効果について検討すること





## ②身体拘束適正化のための指針の整備

- 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- その他身体拘束等の適正化の推進のための必要な基本方針





### ③従業者に対する身体拘束適正化のための研修の実施

- 年に1回以上実施すること
- 職員の新規採用時にも必ず実施すること
- 研修の実施内容について記録すること

※事業所内で行う職員研修で差し支えない。(例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う等)





# やむを得ず身体拘束を行う場合は...

---

## ④ 記録を残すこと！

- ①その態様
- ②時間
- ③その際の障害児の心身の状況
- ④緊急やむを得ない理由





# 緊急やむを得ない理由とは...

---

切迫性

非代替性

一時性

3つの要件を全て満たし、かつ組織としてそれらの要件の確認等の手続を行うこと！



4つの基準のうち、一つでも満たしていない場合...



# 減算の対象になります

1. 委員会を年1回以上開催
2. 指針の整備
3. 従業者への研修を年1回以上実施
4. 身体拘束を行った際の記録



# 参考

身体拘束適正化に関する各種様式については、西宮市ホームページより様式をダウンロードし、ご活用ください。

ホームページは、以下のいずれかの方法でご覧になれます。



1. 左記のURLを読み取る。
2. HPにてページ番号検索 → 「94288419」  
→ 障害者福祉施設従業者等による障害者虐待の防止について
3. HP → 事業者向け情報 → 障害福祉サービス事業者関連情報 → 障害福祉施設従事者等による障害者虐待の防止について

